



第3編

基本計画

3-1 重点プログラム

3-2 分野別計画

- 第1章 美しく安らぎのあるまちづくり
- 第2章 誰もが安心して暮らせるまちづくり
- 第3章 みんなで学び合うまちづくり
- 第4章 快適に暮らすことができるまちづくり
- 第5章 新たな活力をおこすまちづくり
- 第6章 共に考え行動するまちづくり



第3編

基本計画

3-1

重点プログラム

○本町が将来像「**清流と人が織りなす活力あるまち**」に描くまちづくりを目指すために、基本計画に示す主要施策を組み合わせ、効果的にまちづくりを進めることができるように二つの重点プログラムを掲げます。

【1】かわベシビックプライドづくりプログラム

- 本町における今後の新たなまちづくりの視点として、町民一人ひとりが本町の良さを掘り起こして、学び合い、誇りを持って本町の良さを情報発信することができることを目指します。
- 特に、川辺ダム湖は本町の貴重な資源であり、ボートを通じた交流や、トップアスリートの育成に一層生かすことを目指します。また、本町の環境や文化などについて学び合い、シビックプライド（町への誇りや愛着）を高めます。
- 同時に、本町の特色あるイメージを情報発信することにより、観光客の誘致のみならず、定住人口の確保、産業立地の促進のためのPRが行いやすい環境を形成して、「かわベシビックプライドづくり」を進めます。

【主要施策】

- *環境学習の推進（第1章第1節）
- *生涯学習機会の充実（第3章第3節）
- *川辺ダム湖を生かしたスポーツ（第3章第4節）
- *空き家等の利用促進（第4章第1節）
- *産業立地の促進（第5章第2節）
- *地域間交流の推進（第5章第4節）
- *川辺町のプロモーション推進（第6章第3節）

【2】安全安心まちづくりプログラム

- 地域においてみんなが助け合い、支え合うと共に、町民それぞれが役割を持ってまちづくりを進め、かつ、本町の課題に対して協働で取り組んで対処することを推進します。
- 特に、少子高齢化が進む中で、できるだけ地域で安心して住み続けることができる地域福祉や、子育てしやすい環境づくり、高齢者が元気に過ごすための支援を充実します。
- 同時に、安全な日常生活を過ごすことができるように、地域における防災や防犯意識を高めてみんなが活動に参加することを促進します。
- このように、安心して暮らしやすい安全な環境を実現していく「安全安心まちづくり」を推進します。

【主要施策】

- * 防災意識の啓発（第1章第3節）
- * 地域防犯活動の強化（第1章第5節）
- * 地域における見守りの充実（第2章第2節）
- * 子どもを産み育てやすい環境づくり（第2章第3節）
- * 介護予防の援助（第2章第4章）
- * 町民活動団体の育成（第6章第1節）
- * 地域自治力の強化（第6章第2節）



第1章

美しく安らぎのある まちづくり

第1節 環境共生の推進

第2節 循環型社会の形成

第3節 防災・災害対策

第4節 消防・救急

第5節 防犯・交通安全

第6節 消費生活・住民相談

3-2

分野別計画

【基本計画】第1章 美しく安らぎのあるまちづくり

第1節

環境共生の推進

●施策が目指す将来の川辺町

- 町民が環境に関する情報を得られやすくなり、自主的に町民、事業所共に省エネに努めています。
- 町民と事業所、行政が一体となって、自然環境の保全や環境美化に取り組んでいます。

●現状と課題

- 近年では二酸化炭素等の排出量増加に伴う地球の温暖化など、町民にとって地球環境が身近な問題として認識されています。また、地球環境にやさしいライフスタイルや企業活動が強く求められています。
- 省エネ対応の電化製品や自動車などが普及しつつありますが、石油などの化石燃料の消費による地球温暖化などが進んでおり、省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーを導入する動きが盛んになっています。
- 自然環境は地域の資源として、あるいは生物多様性を保全する要素として広くとらえられるようになっており、地域にも関わる身近な問題として自然環境保全に取り組む必要があります。
- 本町は、森林が総面積の約70%を占めるなど豊かな自然を有しており、本町の良さとして町民が感じています。
- 本町は、下水道事業など各河川の水質浄化を進めてきましたが、水質調査では季節的に基準値を超える項目があるほか、一部の河川では生活排水、事業所排水、あるいは農地・林地からの養分流出が原因と推測される基準超過が見られるなど、さらなる改善が必要です。
- 幹線道路沿いや、人目に付きにくい場所においては不法投棄が見られたり、ごみのポイ捨ても目立っています。
- 町民は自然が豊富であることが、川辺町の良い点であると考えています。今後もこれらの自然を守り、次世代に継承していくことが大切であることから、町民一人ひとりが自然環境を意識し、保全に努めていくことが必要です。
- 環境に関する情報を町民に提供して、地球環境にやさしい生活の普及や環境保全活動を促し、不法投棄の防止や環境美化、公害防止を進めて、良好な川辺町の環境を維持することが必要です。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
公共施設における太陽光発電の設置件数(件)	0	2	9
売電している住宅等における太陽光発電の設置件数(件) * 中部電力に照会	232 (H25)	450	600
町内飛騨川支流河川における水質BOD(生物化学的酸素要求量)検出値の平均値(mg/l) * 水質調査	1.27 (H24)	1.25	1.24
ダム湖や豊かな自然の保全・活用の満足度(%) * 住民意識調査	73.7%	76.0%	78.0%

●主要施策

(1) 地球温暖化の防止

①再生可能エネルギーの導入

環境負荷の少ない再生可能エネルギーへの転換を促進し、地球温暖化防止、省エネルギー意識の向上に向けた啓発を推進します。

②行政の率先行動の推進

省エネルギーへの取り組み、必要な物について環境負荷が少ないものを選ぶグリーン購入、太陽光発電の導入など、町としてCO₂削減に向けた取り組みを実施します。

(2) 地域活動の支援のための情報発信

①環境に関する継続的な情報発信

地域住民の環境に関する知識や興味関心の底上げを図るために、広報誌に環境情報スペースを設けるなど、継続的な情報発信を図ります。

(3) 環境学習の充実

①学校・家庭における環境学習の充実

学校と行政が連携して、環境に関する講座を行うと共に、子どもたちが知識を得て、家族で環境について考えることを促します。

●関連施策

(1) 自然環境保全の推進

①自然環境保全の推進

ダム湖の水質や緑豊かな自然を守り次世代に継承していくことが大切であるという意識を高め、生物の保護など自然環境保全のための活動を促します。

②事業所との協働による環境保全の推進

町内事業所との交流、情報交換に努めるなど、企業と協働した環境保全の取り組みを進めます。また、事業所に対し、地域との交流や環境保全に対する行動を促します。

③環境監視の強化

地域環境の保全のため、河川水質や騒音・振動などの環境調査や公害の発生に対する監視の強化を図ります。

(2) 環境美化の推進

①環境美化の推進

地域住民に環境に関する法令等を周知すると共に、不法投棄、ペットのふん害、ごみのポイ捨てや屋外焼却などの防止を図ります。

②不法投棄の防止

不法投棄を防止するため、町民等からの情報提供に留意すると共に巡視活動を強化し、早期発見に努めます。また、県担当課や警察との連携を図り不法投棄の根絶に努めます。

【基本計画】第1章 美しく安らぎのあるまちづくり

第2節 循環型社会の形成

●施策が目指す将来の川辺町

- 分別収集が徹底されると共に、ごみの排出量が減少しています。
- 町内が一体となって、ごみのリサイクルに取り組んでいます。

●現状と課題

- ごみを出さずに資源の有効活用を行う循環型社会の実現のためには、ごみの発生抑制（リデュース※1）、再利用（リユース※2）、再資源化（リサイクル※3）、不要なものは買わない（リフューズ※4）、修理して使う（リペア※5）という5Rの推進が求められます。
- 本町から発生するごみは、主に可茂衛生施設利用組合により処理を行っています。これまでも再資源化などによるごみの減量化に取り組んできました。今後も引き続き、減量化に向けた取り組みが必要です。
- ささゆりクリーンパークから発生するごみ焼却灰溶融スラグについては再利用が求められていますが、十分に活用されていない状況であり、処理コストの縮減のためにも利用の拡大が課題となっています。
- ごみ・健康カレンダーの配布、ごみ啓発シールによる適正排出の促進、不適正排出者に対する直接指導等により正しい分別排出に努めてきましたが、依然、不適切な排出も見受けられます。
- 地域において快適な生活を送るためには、ごみの分別収集をさらに徹底するほか、資源回収の活用などによりごみの再資源化を一層進めることが必要です。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
町民1人当たりのごみ（可燃・不燃・粗大）排出量（kg／年）	135.5 (H24)	135	134
拠点における資源（ペットボトル・発砲スチロール・その他プラ・牛乳パック）回収量（t／年）	47.5 (H24)	50.0	53.0
ごみを減らすことを心がけている町民の割合（％） * 住民意識調査	58.5%	60.0%	62.0%

●主要施策

(1) ごみの減量化の推進

①ごみの適正排出及び減量化等の意識向上

生活環境及び公衆衛生を保持するため、家庭ごみの適正な分別排出に関する啓発指導やごみ処理の現状・減量に向けた取り組み事例などの情報提供を行い、町民と協働した啓発活動を充実させると共に、ごみの適正排出・減量化・資源化の意識高揚に努めます。

②ごみの正しい分別の促進

ごみ・健康カレンダーの各戸配布と共に、ごみ分別早見表の作成やごみ袋の改善を行い、町民にごみの分別収集を分かりやすく示し、正しく分別を行うことを促します。

●関連施策

(1) 循環型社会に対する意識啓発

①循環型社会を目指す取り組みの推進

資源循環型社会の構築に向け、その重要性について啓発に努めると共に、一人ひとりが環境について理解と認識を深め、環境に配慮した生活を心掛けていただくため、効果的に5Rを推進します。

(2) ごみの減量化と再資源化の推進

①資源回収の促進

各種団体の資源回収活動に対する支援及び拠点方式による資源回収を継続すると共に、町民に対しリサイクル運動への参加を促し、資源の再利用・再資源化を促します。

②生ごみの堆肥化の促進

ごみ処理機やコンポスト、ぼかしなどの利用を推進すると共に、生ごみの水切りを啓発して、ごみの減量化、再資源化を促します。

※1：リデュース：ごみを減らす

※2：リユース：再利用する

※3：リサイクル：再び資源として利用すること

- ・ケミカルリサイクル：化学処理をして化学原料として再利用
- ・マテリアルリサイクル：製品の原材料として再利用
- ・サーマルリサイクル：熱エネルギーとして再利用

※4：リフューズ：不要なものは買わない

※5：リペア：修理して使う

【基本計画】第1章 美しく安らぎのあるまちづくり

第3節 防災・災害対策

●施策が目指す将来の川辺町

- 災害など町民の生命や身体、財産に重大な被害を招く緊急時において、応急対策や復旧、住民サービスを円滑に再開できる総合的な危機管理体制が整っています。
- 災害時にも安全な住宅や公共施設の整備、避難路が確保されています。
- 地域が一体となって自主的な防災活動に取り組むと共に、災害時要援護者の支援体制が整っています。

●現状と課題

- 東日本大震災により、防災対策の課題が浮き彫りとなりました。これを教訓に南海トラフ巨大地震の発生や短時間集中豪雨等に備え、町民と行政、事業所が一体となって防災・減災対策に取り組むことが大きな課題です。
- 本町では、地域防災計画に基づき防災対策を進めてきましたが、限られた人員や公共施設などの資源を活用して緊急時に対応するために、職員の防災対応力の向上や組織の整備など、平素からの備えや予防対策が必要です。併せて武力攻撃や感染症などから町民を保護するための対策も求められています。
- 高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障がい者などの災害時要援護者に対する対応を充実する必要があります。
- 総合防災訓練の開催等により町民の防災意識の向上を図っていますが、未だ防災に対する意識が高いとは言えない状況です。このため、地域が主体となった防災体制づくりや活動を一層促すことが必要です。
- 個人住宅や公共施設の耐震化が進んでいますが、個人住宅の耐震化率は76%（平成25年）となっており、旧基準による建物（※1）の対策が必要です。
- 本町では防災備蓄倉庫や資機材倉庫、耐震性貯水槽を設置してきましたが、今後も地域の実情にあった施設の整備を進める必要があります。また、防災や災害に対する情報を関係機関や町民に正確に伝えて、迅速かつ適切に行動できることが必要です。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26)年度	2019年(平成31)年度	2024(平成36)年度
自主防災組織の組織率(%)	8.3%	100%	100%
大きな地震や水害等災害に備えている人の割合(%) *住民意識調査	17.6%	50%	55%
消防・防災体制の整備についての満足度(%) *住民意識調査	71.1%	80%	90%

●主要施策

(1) 総合的な危機管理の強化

①業務継続計画の策定と危機管理体制の強化

地域防災計画に基づき、災害応急対策と早期に行うべき復旧業務、通常時の業務の優先順位を明確にして、災害発生時に備える業務継続計画(BCP)(※2)を策定すると共に、国民保護計画に基づいた総合的な危機管理体制の強化を図ります。

②職員の防災対応力の向上

職員向けの災害発生時に対応できる訓練等を実施することにより、防災対応力の向上を図ります。

(2) 地域防災体制の強化

①減災に向けた地域防災の強化

大規模地震をはじめ短時間集中豪雨の対策や、高齢者など災害時要援護者の対策を充実して、減災のための地域防災体制や活動の強化を図ります。

②自主防災活動の強化

自主防災組織の設立と、組織の核となる防災リーダーの育成を図ると共に、地域の実情にあった防災活動を支援します。

(3) 耐震化の促進

①住宅耐震化と避難路の確保

地震発生時に安全を確保することができるように、住宅等建築物の耐震化を一層促進すると共に、安全に移動することができる避難路の確保を図ります。

(4) 災害対策機能の強化

①公共施設の災害対策機能の強化

災害対策本部や避難所となる公共施設において、災害時に必要な非常電源や電話回線、情報機器等の整備を図ります。

●関連施策

(1) 防災意識の啓発

①防災意識の啓発

避難所や危険区域などの防災情報を、防災訓練や防災講演会、防災マップ、町ホームページ等を活用して広く周知し、防災意識を高めます。

②防災・災害情報の共有化

防災行政無線の更新と全国瞬時警報システムの活用を図ると共に、関係機関や町民との情報の共有化を図るため、携帯電話やパソコンを活用した災害情報ネットワークの充実を図ります。

③危機管理意識の啓発

新型インフルエンザ対策行動計画、国民保護計画の周知を図ると共に、武力攻撃事態や感染症等が発生した場合の対処方法の周知など、危機管理意識の啓発を図ります。

(2) 初動・復旧体制の強化

①地域と一体となった防災対策

災害時における自助・共助・公助の役割を明確にし、地域と行政が一体となった初動・復旧体制や救助体制の確立を図ります。

②災害時の物資の確保

防災備蓄物資や資機材等の充実を図ると共に、事業所等との協定による緊急物資の確保に努めます。

③支援の受け入れ体制の強化

防災関係機関や近隣市町村との連携を強化すると共に、災害ボランティアや救援物資等の受け入れ体制の整備に努めます。

※1：旧基準による建物

1981年（昭和56年）の建築基準法施行令改正における新耐震設計基準以前の耐震基準で建築された建物。

※2：業務継続計画（BCP）

業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan））とは、災害や事故など不測の事態を想定して、資産を守りつつ、業務継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。

【基本計画】第1章 美しく安らぎのあるまちづくり

第4節 消防・救急

●施策が目指す将来の川辺町

- 町民が防火意識を高め、消防団などと一体となって地域の消防体制が充実しています。
- 火災の発生や、火災・事故等による死亡者が少なくなっています。

●現状と課題

- 川辺町内の火災件数は、平成 17 年から年間 10 件以下と他所に比べ少ないですが、可茂消防事務組合管内では建物のみならず林野火災も多数発生しており、家庭や職場を問わず町民一人ひとりの防火意識を一層高めていくことが重要です。
- 消防体制では、老朽化した可茂消防事務組合中消防署川辺出張所の移転整備が平成 24 年度に完了しました。
- 地域の消防等を支える消防団は 4 分団で構成し、団員数 174 名を維持していますが、団員の確保や活動の活性化が課題となっています。このため、消防カモーン事業による事業所の協賛や、自主防災組織等での団員の活用、職員消防協力隊の設置など多様な対策を進めています。
- 地域の安全性を高めるため、住宅用の火災警報機の設置が義務化されていますが、設置率は 77.2%（平成 25 年 1 月末現在）にとどまっています。また、地域において消火活動を円滑に行うため、消防設備や防火水槽、消火栓などの充実が課題です。
- 可茂管内の救急出動回数は平成 23 年に 7 千件を超えるなど増加しており、入院を要しない軽症の搬送が 4 割を超えています。救急体制の充実と共に、町民に救急業務と救急車の適切な利用の理解を得ることが課題です。
- 重篤な傷病者を発見した場合、大切な命を救うためには救命の連鎖が重要であることから、一般住民による救急対応力の一層の向上を図る必要があります。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成 26)年度	2019 年(平成 31)年度	2024(平成 36)年度
火災警報機設置率（%）	83%	85%	87%
消防水利充足率（%）	71%	72%	73%

●主要施策

（１）地域における防火・消防体制の強化

①地域における防火・消防体制の強化

防災訓練等を通じて地域や家庭における防火意識を高めると共に、消防団、自主防災組織、事業所などによる地域ぐるみの防火体制の充実を図ります。

②消防団等の充実

消防団の団員の確保や資質向上に努めると共に、消防団活動に対する地域や事業所の協力を得ます。また、自主防災組織の設立・支援など、地域における防火・消防体制の強化を図ります。

●関連施策

（１）防火意識の向上

①防火意識の啓発

多種多様な広報活動を通して防火思想の啓発を進め、町民一人ひとりの防火意識の向上を図ります。

②火災警報機の設置

住宅用の火災警報機の早期設置を促進します。

（２）消防・救急体制の強化

①消防設備の充実

消防団活動に欠かせない消防設備の更新や消防機械器具の充実を進めると共に、防火水槽や消火栓等の整備拡充を図ります。

②救急車の利用についての啓発

患者が軽症で救急搬送が不要な場合には救急車の利用を控えるなど、適切な利用について町民に啓発します。

③救命講習会の充実

様々な機会を通じて普通救命講習会等を開催し、多くの町民が心肺蘇生法やAEDの使用方法を体得できるよう努めます。

【基本計画】第1章 美しく安らぎのあるまちづくり

第5節 防犯・交通安全

●施策が目指す将来の川辺町

- 自主防犯組織が活発に活動して、犯罪者に狙われにくい地域となっています。
- 高齢者や子どもが犯罪被害や交通事故から守られています。

●現状と課題

- 高齢化の進展や独居老人の増加に伴い、高齢者を狙った犯罪や交通事故の被害が増えると予想されます。
- 町内の刑法犯発生状況は、平成25年は59件ありましたが、平成17年からは減少傾向にあります。
- 交通安全協会では、毎月15日の「交通安全の日」や「交通安全週間」において地域の交通安全に寄与しています。交通事故の発生件数は、平成25年は38件で、ここ数年は横ばい傾向にあります。
- 犯罪の状況は、凶悪事件の多発、ひったくりなどの街頭犯罪や侵入犯罪の増加、少年犯罪の深刻化などが全国的に進んでおり、子どもが対象となる事件・事故も多発しています。また、高齢者を狙った「母さん助けて詐欺」や「架空請求詐欺」などの被害が多発しており、本町においても高齢社会や治安の悪化に対応して、地域ぐるみで対策を強化することが課題です。
- 町内における防犯活動は、パトロールなどを行う自主防犯組織が14団体あり、活動が盛んになっています。これら自主防犯組織が行うパトロールのための器材の支給を行っていますが、今後も地域における防犯活動や、関係機関との連携を強化し、犯罪者に狙われにくい地域づくりが必要です。
- 車は生活のために必要な交通手段となっていますが、高齢化による事故発生の増加が懸念されます。
- 国道41号美濃加茂バイパスの整備に伴い中心部の通過交通は減少しましたが、交通量は全体として増えてきていることから、交通マナーの低下を防ぐことが課題です。

●目 標 値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26) 年度	2019年(平成31) 年度	2024(平成36) 年度
犯罪発生件数(件)	59	53	48
* 刑法犯の認知検挙状況	(H25)		
交通事故発生件数(件)	38	34	31
* 人身事故発生件数	(H25)		

●主要施策

（１）地域の防犯活動の強化

①自主防犯組織の充実

自主防犯組織の防犯リーダーの育成を図ります。

②自主防犯活動の支援

青色回転灯車などによる防犯パトロールや地域安全マップの作成、子どもや高齢者等の見守りなど、自主防犯活動に対する支援の充実を図ります。

③弱者を狙った犯罪の防止

高齢者を狙った悪質な詐欺や、子どもなどに対する犯罪を地域ぐるみで防止します。

（２）交通安全運動の強化

①交通安全運動の強化

地域や事業所が一体となって安全運転の啓発を強化すると共に、飲酒運転などの悪質な行為を無くすための啓発の強化や、運転能力が低くなった高齢者に対する免許返納などを啓発します。

●関連施策

（１）防犯意識の向上

①防犯に関する情報提供

町内の危険な場所や防犯情報を、インターネットやメール等を通じて情報提供を行うと共に、防犯講習会を開催するなどして防犯知識の普及を図ります。また、警察、加茂地区防犯協会、教育関係機関等との連携を強化して、防犯情報を町民に迅速に伝えます。

②防犯設備の充実

夜間の通行の安全と犯罪抑止のため、防犯灯を整備すると共に、防犯に強い住宅の設備設置等について周知を図ります。

（２）防犯体制の強化

①関係機関との連携

川辺町生活安全推進協議会を中心に、近隣市町村や警察、各種関係団体が緊密な連携を図ります。

（３）交通安全意識の啓発

①交通安全教育の推進

交通事故防止に関する知識の向上を図るため、年齢や対象者に応じた交通安全教育を進めます。

②交通安全思想の普及

交通安全協会等が行う活動を支援すると共に、毎月15日の「交通安全の日」や「交通安全週間」などの活動を通じて、交通安全意識を啓発します。

（４）道路交通環境の整備

①安全な道路環境の整備

国、県、学校、PTA、地域等が連携して通学路の危険箇所の把握に努め、児童・生徒の安全確保対策を進めます。また、地域の実情に応じて歩道を設置するなど、歩行者にやさしい道路環境の整備を図ります。

②交通安全施設の整備

交通事情の変化に対応した交通規制の実施や、交通安全施設等の整備拡充を関係機関に要望します。

【基本計画】第1章 美しく安らぎのあるまちづくり

第6節 消費生活・住民相談

●施策が目指す将来の川辺町

- 町民が消費生活に関する知識を高めており、消費トラブルが未然に防がれています。
- 町民が生活する上で生じる多様な問題や悩みについて、気軽に町行政や相談員に相談しています。

●現状と課題

- 近年においては、訪問販売や通信販売などによる消費者被害に加え、高齢者などを狙った催眠商法や送りつけ商法、インターネットを使ったワンクリック詐欺や多重債務問題など、様々な消費者被害が増えています。
- 町民が正しい情報を選択できる賢い消費者になるためには、商品やトラブルについての適切な情報提供と啓発により、トラブルを未然に防ぐ必要があります。また、町民がトラブルにあった場合には、被害の救済・再発防止が必要です。
- ライフスタイルの多様化や社会の変化に伴って、町民が抱える生活問題は複雑になっており、また、地域社会の変化に伴い、町民が生活する上で困りごとを相談することができる身近な人がいない場合もあり、専門的な相談・支援のニーズに対応することが課題となっています。

●目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2014(平成26) 年度	2019年(平成31) 年度	2024(平成36) 年度
消費生活センター（法定）の 設置件数（件）	0 (H25)	0	1
窓口における有資格の消費生 活相談員数（人）	0.3 (H25)	0.3 以上	0.3 以上

●主要施策

(1) 消費トラブルの防止

①消費トラブルの防止

様々な消費者トラブル等の情報収集を行うと共に、自治会、各種団体と共に未然に防止するための情報提供や啓発を強化します。

(2) 相談しやすい環境づくり

①相談員の充実と関係機関との連携

民生児童委員、人権擁護委員、行政相談員など、相談員の体制を充実すると共に、川辺町社会福祉協議会や弁護士会などが開設する各種相談等の周知を図り、相談しやすい環境を充実します。

②消費生活相談体制の充実

消費者取引における被害の防止と救済が適切、迅速にできるよう、県生活相談センターや広域の消費生活相談室と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。

●関連施策

(1) 消費者意識の啓発

①消費に関する情報提供の充実

消費者自身が商品の選択などを的確に判断できるよう、広報誌などを通じて情報提供を充実すると共に、賢い消費生活を目指した学習会等の開催を支援するなど、消費者の意識を高めるための取り組みを進めます。

②環境に配慮した消費活動の支援

省エネ・省資源運動やリサイクル運動など、消費者の主体的な取り組みを支援することにより、環境に配慮した消費生活の実現を積極的に推進します。

(2) 消費者保護対策の充実

①事業所への立ち入り検査

商品の適正な表示等、食品・生活関連品の安全性確保のため、事業所への立ち入り調査を行います。

(3) 生活相談の体制の充実

①職員の業務に関わる知識の向上

町行政が行う事務のほか、関連する事務について町民からの相談に応えられるように職員の知識向上を図ります。

②生活相談への適切な情報提供

町民からの相談に対して、国や県の機関と連携して正しい情報が迅速に提供できるよう努めます。